

岡山県職員給与条例等の改正等に伴う人事委員会規則及び通知の一部改正について

岡山県職員給与条例等の改正等に伴い、関係する人事委員会規則及び通知について次のとおり改正を行う。

規則等の名称	改正の内容等	適用日
岡山県職員給与支給規則	<ol style="list-style-type: none">1 昨年末の給与条例の改正による扶養手当の改定に伴い、行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその等級が行政職給料表8・9級に相当するものを規定する。2 扶養手当の改定に伴い、届出様式を改正する。	平成30年 4月1日
期末手当及び勤勉手当に関する規則	<ol style="list-style-type: none">1 昨年末の給与条例の改正による勤勉手当の支給率の引上げに伴い、「特に優秀」区分等の成績率を改正する。2 その他規定の整備を行う。	平成30年 4月1日
期末手当及び勤勉手当の運用について(通知)	<ol style="list-style-type: none">1 勤勉手当の支給割合の引上げに伴い、勤勉手当の額の総額が給料月額等と給与条例上の成績率を乗じた額を超えない範囲内で支給することを定めているため、その成績率の基準を改正する。2 その他規定の整備を行う。	平成30年 4月1日